

移動等円滑化取組計画書

令和 7 年 6 月 1 9 日

住 所 東京都八王子市明神町 3-1-7

事業者名 西東京バス株式会社

代表者名 代表取締役社長

（役職名及び氏名） 浜田 丈夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
- 当社が保有する乗合バスにおける、2025 年 3 月末時点のノンステップバス導入状況は、乗合バス 283 台（一般路線 267，高速 13，空港連絡 3）中 262 台に導入され、適用除外車両 16 台（高速 13，空港連絡 3）を除いた一般路線車両の導入率は 98.1%となっている。
 - 今後も、適用除外車両を除く未実施車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、可及的速やかに全ての置き換え可能な乗合バス車両をノンステップバスに置き換える予定である。
- (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
- 高齢者や障がい者の円滑な乗降の支援が行えるよう研修等を通じて講習を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	・ 1 3 台のノンステップバス導入を予定し、5 台のワンステップバスを置き換える。引き続きノンステップ化を推進していく。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 求めに応じて行う役務の提供	・ 聴覚障がい者からの求めに対して筆談具を用いて応じられるよう、マニュアル等を用いて教育訓練を実施する。
・ 設備を用いた情報提供	・ 44箇所の主要なターミナルや停留所に設置した接近表示機にて、情報を文字と音声にて提供する。
・ 役務の提供に向けた設備の定期点検	・ 車椅子固定装置やスロープ板等による必要な役務の提供を行えるように、マニュアルを用いた乗務員の教育・訓練を実施する。 ・ 車椅子固定装置やスロープ板等が適切に使用できるように定期的な点検を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 車椅子をご使用の方の乗降時補助	・ 車椅子をご使用の方がお一人で乗降される際には、スロープ板等を使用し、乗降のお手伝いを行う。
・ 車内転倒事故防止に向けた啓蒙	・ バス車内に当社独自で配置した「車内安全案内係員」が便乗し、高齢者や障がいのある方の乗降時の補助や、走行中の座席移動に対する注意喚起やバス停停車時には停車するまでの着席案内等を行う。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内、車外における情報提供の拡充	・ 主要なターミナルや停留所に接近表示機を44箇所設置し、接近案内を文字と音声により提供する。 ・ 車内OBCビジョン、音声合成装置を用いた情報の提供を実施する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種研修における バリアフリー教育 の実施	・高齢者疑似体験キットや車いすを用いてバスの乗り方の体験研修を実施する。 ・全乗務員を対象とした定期研修において、高齢者や障がい者の方の乗降支援に関する作業マニュアルを基にした研修を実施する。また、障がい者団体等を通じて寄せられた事例などを用いた内容を盛り込む。 ・アイマークレコーダーを使用し、やさしい運転操作や発進時の着席確認手順等の教育を実施する。 ・当該定期研修には、乗務員以外の事務職、整備士も参加し、多くの社員による対応を心がけ、安全風土の醸成を図る。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・車内転倒事故防止に向けた注意喚起や広報	・バス車内での転倒事故を防止するため、乗車方法、着席方法を車内音声放送や車内OBCビジョンを用いた画像を掲出するとともに、各種イベント等を通じ周知する。 ・JR八王子駅北口ターミナルでは、ご利用のお客様に定期的にパンフレットを直接手渡ししながら車内事故防止をお願いする。 ・前述した「車内安全案内係員」が、高齢者や障がいのある方の乗降時の補助や、走行中の座席移動に対する啓蒙を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・停留所の上屋、ベンチ等の設置について、利用者が多い停留所162箇所を実施している。(2025年3月末現在)バス停の上屋は、今後も設置場所や利用実態を勘案して設置を検討していく。 ・バリアフリーの知識と技術向上のため、交通エコロジー・モビリティ財団が主催する「交通サポートマネージャー研修」を受講する。 ・職員のバリアフリーに対する理解を図るべく定期研修や小集団活動において研修を実施する。 ・ウェブサイトや電話などで寄せられるお客様のご意見を社内で共有し、さらなる改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ノンステップバス	具体的な更新車両の台数を明記	計画が定まったため

V 計画書の公表方法

- ・ 当社ホームページに掲載し公表する。

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置づけられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。